

○文部科学省告示第十二号

夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和三十一年法律第百五十七号）第七条において準用する学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第八条第一項の規定に基づき、夜間学校給食実施基準（平成二十一年文部科学省告示第六十二号）の一部を次のように改正する。

令和三年二月十二日

文部科学大臣 萩生田 光一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表（第三条関係）

生徒一人一回当たりの夜間学校給食摂取基準

区分	基準値
エネルギー(kcal)	860
たんぱく質 (%)	学校給食による摂取エネルギー全体の13～20%
脂質 (%)	学校給食による摂取エネルギー全体の20～30%
ナトリウム (g) (食塩相当量)	2.5未満
カルシウム (mg)	360
マグネシウム(mg)	130
鉄 (mg)	4
ビタミンA(μ gRAE)	310
ビタミンB1(mg)	0.5
ビタミンB2(mg)	0.6
ビタミンC(mg)	35

改正前

別表（第三条関係）

生徒一人一回当たりの夜間学校給食摂取基準

区分	基準値
エネルギー(kcal)	860
たんぱく質 (%)	学校給食による摂取エネルギー全体の13～20%
脂質 (%)	学校給食による摂取エネルギー全体の20～30%
ナトリウム (g) (食塩相当量)	2.5未満
カルシウム (mg)	360
マグネシウム(mg)	130
鉄 (mg)	4
ビタミンA(μ gRAE)	310
ビタミンB1(mg)	0.5
ビタミンB2(mg)	0.6
ビタミンC(mg)	35

食物繊維 (g)	7.5以上	7以上
<p>(注) 1 表に掲げるもののほか、次に掲げるものについても示した摂取について配慮すること。</p> <p>亜鉛…3mg</p> <p>2 この摂取基準は、全国的な平均値を示したものであるから、適用に当たっては、個々の健康及び生活活動等の実態並びに地域の実情等に十分配慮し、弾力的に運用すること。</p> <p>3 献立の作成に当たっては、多様な食品を適切に組み合わせるよう配慮すること。</p>	<p>(注) 1 表に掲げるもののほか、次に掲げるものについても示した摂取について配慮すること。</p> <p>亜鉛…3mg</p> <p>2 この摂取基準は、全国的な平均値を示したものであるから、適用に当たっては、個々の健康及び生活活動等の実態並びに地域の実情等に十分配慮し、弾力的に運用すること。</p> <p>3 献立の作成に当たっては、多様な食品を適切に組み合わせるよう配慮すること。</p>	

附 則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。